

新政権の農業政策に関する意見書

農業を取り巻く状況が大変厳しい中、国は、これまでの食料・農業・農村政策の大転換として「戸別所得補償制度」を実施するとし、来年度から先行して米をモデル事業として関連する政策とあわせて行うこととしている。

今、現場では、新たに講じる本制度が真に実効あるものとなるのか、少ない情報の中で内容を注視しているが、一部の農家からは、これまで進めてきた「集落営農組織の取り組みが後退する」といった心配の声や、「本当に補償水準が確保できるか」といった憂慮する声もある。

さらに、個々の農家が来年度の米の作付面積を決断する時期が迫っている中、「いつの時点で制度の詳細が明らかになるのか」といった不安も広がっている。

また、行政刷新会議の「事業仕分け」で、地元や地方自治体の意見を聞かず、短時間で一方的に、「廃止」や「予算要求の縮減」等と結論づけたことに対し、「本当に現場の実情がわかっているのか」といった心配の声がある。

よって、国におかれては、関係者の意見を十分に踏まえ施策を実施されるよう、次の点について強く要望する。

記

- 1 農家所得を十分確保するため、補償水準の算定に当たって、家族労働費は8割ではなく、全額補てんとすること。
- 2 地域や銘柄によっては、米価が全国平均より大きく下落する可能性があるため、別途支援措置を設けること。
- 3 認定農業者や集落営農組織の経営安定を図るための加算措置を設けること。
- 4 麦や大豆等については、現在、地域ごとに設けられている助成水準が維持できるような制度とすること。
- 5 米粉・飼料用米等の新規需要米については、別途需要拡大に向けた対策を実施すること。
- 6 国の責務において、決して農家や県、市町村に負担を強いることがないようにすること。
- 7 米の作付面積を決める時期が迫っており、早急に実効性のある制度内容を示すこと。
- 8 新年度の農業関連予算の編成に当たっては、現場の意見を十分反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

熊本県議会議長 早川英明

| | |
|--------|--------|
| 衆議院議長 | 横路孝弘様 |
| 参議院議長 | 江田五月様 |
| 内閣総理大臣 | 鳩山由紀夫様 |
| 財務大臣 | 藤井裕久様 |
| 農林水産大臣 | 赤松広隆様 |